づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）であること。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格における「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）

⑷ 施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績　国道または自動車専用道路における、設計舗装面積（表層）８万㎡以上かつ２車線以上※の新設のアスファルト舗設工事

※同一断面で２車線以上の幅員を有するものをいう。以下同じ。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績　国道または自動車専用道路における、設計舗装面積（表層）４万㎡以上かつ２車線以上の新設のアスファルト舗設工事

１）求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。

２）施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成20年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

３）施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

４）特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹ 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑻ 入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料の提出を受け、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。

総合評価提案資料に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目で支払うことができない変更提案は不採用とする。

⑶ 総合評価提案資料の記載に関する事項

① 技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、過度なコスト負担を要する「過度な技術提案等」と発注者が判断した場合には、「不採用」とする場合がある。

本工事における「過度な技術提案等」の例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・エポキシ鉄筋やステンレス筋などに変更する提案
・交通保安要員を追加配置する提案
・提出された資料で安全性が確認できない提案
・検討事項のみの提案（提出された資料で実施が確認できない提案）

② 技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は下記⑷２）に記載する「可」と評価する。

③ 総合評価提案資料は以下の事項に留意し、文字サイズ10ポイント以上で簡潔かつ要領よく記述するものとする。

・下記⑷に記載する評価項目①～③に対する技術提案数は、それぞれ最大３提案までとし、１つの提案項目に複数の提案があった場合は、評価が一番低いと判断される提案で評価する。ただし、１つの提案項目に対し、複数の提案を組み合わせなければ効果を発揮できない等、一体不可分の内容と発注者が判断したものは１つの提案とみなす。

以下のような場合は、複数の提案とみなす場合がある。

【例】・明らかに効果と関係ない提案が含まれる場合
・他の提案と関係なく独立して機能し得る提案が含まれる場合

・評価項目毎にＡ４サイズ１ページ以内に収めるものとする。

なお、様式に従い技術提案の説明用資料を添付できる。